売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ **契約の目的**

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ **地下埋設物について**

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ **測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について**

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、**現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。**

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第 10 条第 4 項の許容誤差の範囲内にあります。このため、**隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。**

□ **水害ハザードマップ等の情報について**

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ **一般事項について**

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、**現状での売買及び引渡しとなります**。買受に当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

・物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、Ｕ字溝、桝等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。

・物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。

・物件及び隣接地の崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。

・歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の残置物除去についても同様です。

・土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。

・地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っておりません。

・物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。
・物件のフェンスが南京錠により施錠されている場合、原則として物件引渡時（代金全額お支払時）に南京錠の鍵を一時貸与します。物件引渡後、速やかに買受人が管理する南京錠等に交換し、既存の南京錠は貸与した鍵とともに横浜市に返還していただきます。

□　各物件の詳細については、物件調書に記載しています。
（主な項目の見方）
所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。
「公簿面積」　　不動産登記記録上の地積を記載しています。
「現況測量面積」　現況測量の地積を記載しています（P.23 参照）。
「地積測量図面積」　法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄
都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市ＷＥＢページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市ＷＥＢページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html

・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第 56 条の 2 第 1 項及び横浜市建築基準条例第 4 条の 4 により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。
その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市ＷＥＢページ又は所管課へお問合せください。
・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
・緑化地域では、敷地面積 500 ㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変

更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく２つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（ｉマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

・施設の種類

「有」	物件の敷地内に引込管、電線、桝等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、桝等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。
「可」	物件の前面道路に配管等が整備済であることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。
「無」	前面道路に配管等がありません。

・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。（距離は目安です。）

・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。

・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局ＷＥＢページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）

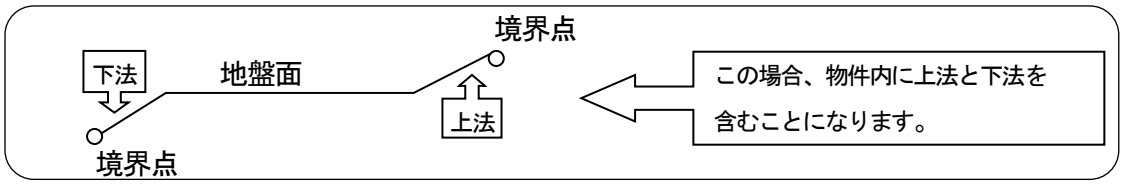

案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

・徒歩所要時間は、80mを１分として換算しています。

・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物　件　調　書

物件番号　2879

最低売却価格	8,853万円

所在地	横浜市南区八幡町１１番２、平楽１３３番１４外１筆
住居表示	ー

内訳、面積

地番	地目	公簿面積	地積測量図面積
八幡町１１番２	宅地	１，３７８．８９㎡	１，３７８．８９㎡
平楽１３３番１４	山林	１０３㎡	１０３．７７㎡
〃　１３５番２	山林	１４７㎡	１４７．６０㎡
合計（３筆）　※１		１，６２８．８９㎡	１，６３０．２６㎡

道路と敷地の関係	南側で幅員約４．５ｍの舗装市道等、西側で幅員約４．０ｍの舗装市道（共に建築基準法第42条第１項第２号道路）に接道※2、3

法令に基づく制限

都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分	市街化区域	用途地域	第１種低層住居専用地域	
	建ぺい率	６０％	容積率	１００％	高度地区	第１種高度地区
	外壁後退距離	ー	敷地面積最低限度	１００㎡	防火・準防火地域等	準防火地域
	日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）					
	用途地域は第１種低層住居専用地域（６０％、１００％、第１種高度地区）と第１種住居地域（６０％、２００％、第４種高度地区）にまたがっていますが、過半が第１種低層住居専用地域にあるため建築制限は当地域の用途制限が適用となります。建ぺい率・容積率は加重平均されます。				
その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域（全市域）				
	土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）※4、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）※4				
	不燃化推進地域（不燃化推進条例）※5				
	景観計画（全市域）、緑化地域（都市緑地法）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）				

私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無※2	負担等の内容	―

供給処理施設の状況

施設の種類		状況	事業所等
電気	可	地上配線	東京電力ｴﾅｼﾞｰﾊﾟｰﾄﾅｰ(株)　0120-995-001
上水道	有	西側前面道路配管100㎜・敷地内引込25㎜、一部40㎜（S58.6）	横浜市水道局給水工事受付センター　045-489-3085
下水道	有※6	南側前面道路配管（合流250㎜） 敷地内に下水マス設置済（合流）	横浜市南区南土木事務所　045-341-1106
都市ガス	可	南側前面道路配管（低圧50㎜） 西側前面道路配管（低圧50㎜）	東京ガス㈱お客様センター　0570-002211

公共施設等

南区役所	横浜市立中村小学校	横浜市立石川小学校	横浜市立平楽中学校
物件の北西方　約0.4km	物件の西方　約0.5km	物件の北東方　約0.4km	物件の南東方　約0.2km

留意事項

本物件は現況での引渡しとなります。
「売払物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。

本物件敷地内外に位置する工作物(フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

※1　本物件は地積測量図面積により売却します。
※2　本物件の接道する現況道路部分の一部に市有地(八幡町11番21及び平楽135番3)が介在しますが、当該市有地部分も建築基準法第42条第1項第2号道路(以下、「基準法道路」という)の範囲となります。なお、詳細につきましては、横浜市建築局建築指導課(045-671-4531)にお問い合わせください。
※3　本物件の道路向かいの土地の一部の地盤面は、道路面よりも約3～4m低く、道路向かいの土地と現況道路に含まれる市道(以下、「市道等」という)の境界は道路法面下にあります。本物件の道路向かいの土地と市道等の境界から本物件までの幅員は約4～7mとなっています。なお、市道の位置及び範囲等につきましては、横浜市道路・交通政策局道路調査課　(045-671-2774)にお問い合わせください。
※4　本物件の一部(八幡町11番2の北側部分)は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、告示番号:神奈川県告示第156号、告示年月日:令和7年3月21日、箇所番号:105-H19-065、箇所名:八幡町1)に位置しています。

(次ページに続く)

本物件の売払人(連絡先)	横浜市(総務局 管財課　045－671－2264)

留意事項	※5　不燃化推進地域（防火地域を除く。）内で建築物の建築等を行う際、原則として、全ての建築物を準耐火建築物などとすることが義務付けられています。 ※6　本物件の敷地内に下水道図面に記載されていない下水マスの存在を複数確認していますが、利用可能か否かについては確認できておりません。 ・本物件は南側で幅員約4.5mの舗装市道等、西側で幅員約4.0mの舗装市道等に接面する不整形の準角地です。 ・本物件は、西側道路より約0～4.0m高くなっています。また、東側隣接地より約20m、南側隣接地より約1.7m低く、北側隣接地より約4.3m高くなっています。 ・本物件の敷地内は概ね平坦ですが、八幡町11番2の中央西側部分に西向き傾斜部分があり、東側は西側よりも約1.7m高く、また、北側は北向きの傾斜地になっています。なお、当該西向き傾斜部分には階段が設置されているほか、階段以外の部分はコンクリート舗装されています。 ・本物件の東側隣接地（平楽133番43）内に高さ約20mの擁壁が設置され、敷地内の西側道路沿いから北側隣接地沿いの一部に高さ約0～3.0mの擁壁とその擁壁上部に高さ約0.6～1.0mの万年塀が築造されています。 ・本物件の敷地内の北側隣接地沿いの一部に高さ約3.3mの擁壁のほか、鋼板で土留めされた上部に高さ約1.0mの万年塀が設置されている部分があります。 ・なお、本物件の擁壁や万年塀（付帯する水抜き穴等を含む）は、経年劣化により破損及び亀裂等が見られますが、これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市（売主）は対応いたしません。なお、本物件の擁壁については築造の申請が確認できておりません。 ・本物件の地中には従前に児童養護施設仮園舎を建築した時の鋼管杭が残置されています。その他過去に土地利用した際に残地された地下埋設物等が確認されていますが、これらについて横浜市（売主）は契約不適合責任を負いません。地下埋設物に関する資料を市ホームページに掲載していますので御確認ください。 ・本物件北側に所有者不明の擁壁の一部が越境し築造されています。隣接地権者との協議等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・南側隣接地の擁壁の一部及び北西側隣接地の屋根、雨樋が物件上に位置しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「覚書」がありますので、その地位の承継をしていただきます（売買契約に明記）。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件の敷地内のうち八幡町11番2の北側には樹木が繁茂しているほか、切り株があります。 ・本物件の敷地内の一部はアスファルトやコンクリートで舗装されており、敷地内の一部に防草シートが設置されています。 ・本物件の西側道路沿いの電柱から本物件の南東方の電柱及び近隣住宅に延びる電線、また、隣接する保育園に延びる電線がそれぞれ敷地内上空部分で越境しています。移設・撤去等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の北側隣接地の樹木の枝葉の一部のほか、本物件に隣接する保育園の樹木の枝葉の一部や雑草等が本物件に越境しています。隣接地権者との協議等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の西側道路沿いにごみ収集所があり、本物件の南側道路向かいに消火箱があります。移設・撤去等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の隣接地は保育園であるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、園児の歓声や園内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南東方約170m付近に「市立平楽中学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、生徒の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南方約100m付近に「八幡公園」、東方約140m付近に「唐沢公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内の管理フェンスによる囲いや鋼板による土留め等は境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。

本物件の売払人（連絡先）	横浜市（総務局 管財課　045－671－2264）

物件番号2879

案　内　図

交　通　機　関	横浜市営地下鉄ブルーライン「阪東橋」駅　徒歩13分

現　況　図

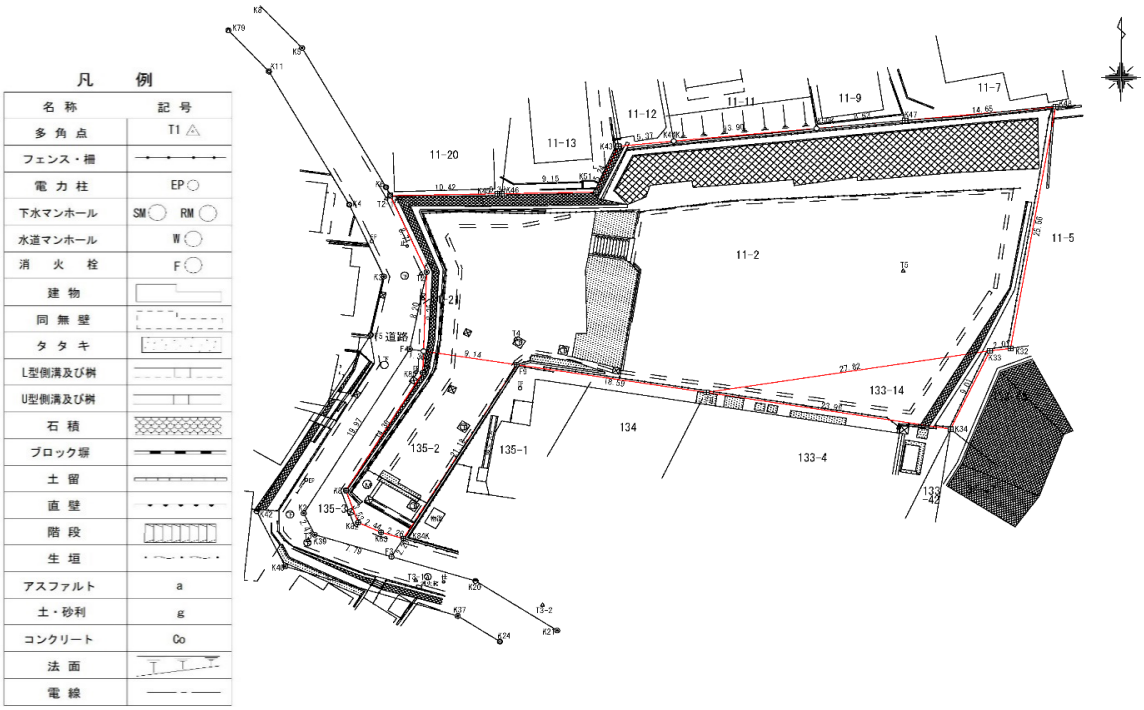

位置図

【2879】

南区八幡町11番２外

印刷日時:2025/02/05 14:36:48

案内図

南区八幡町11番２外

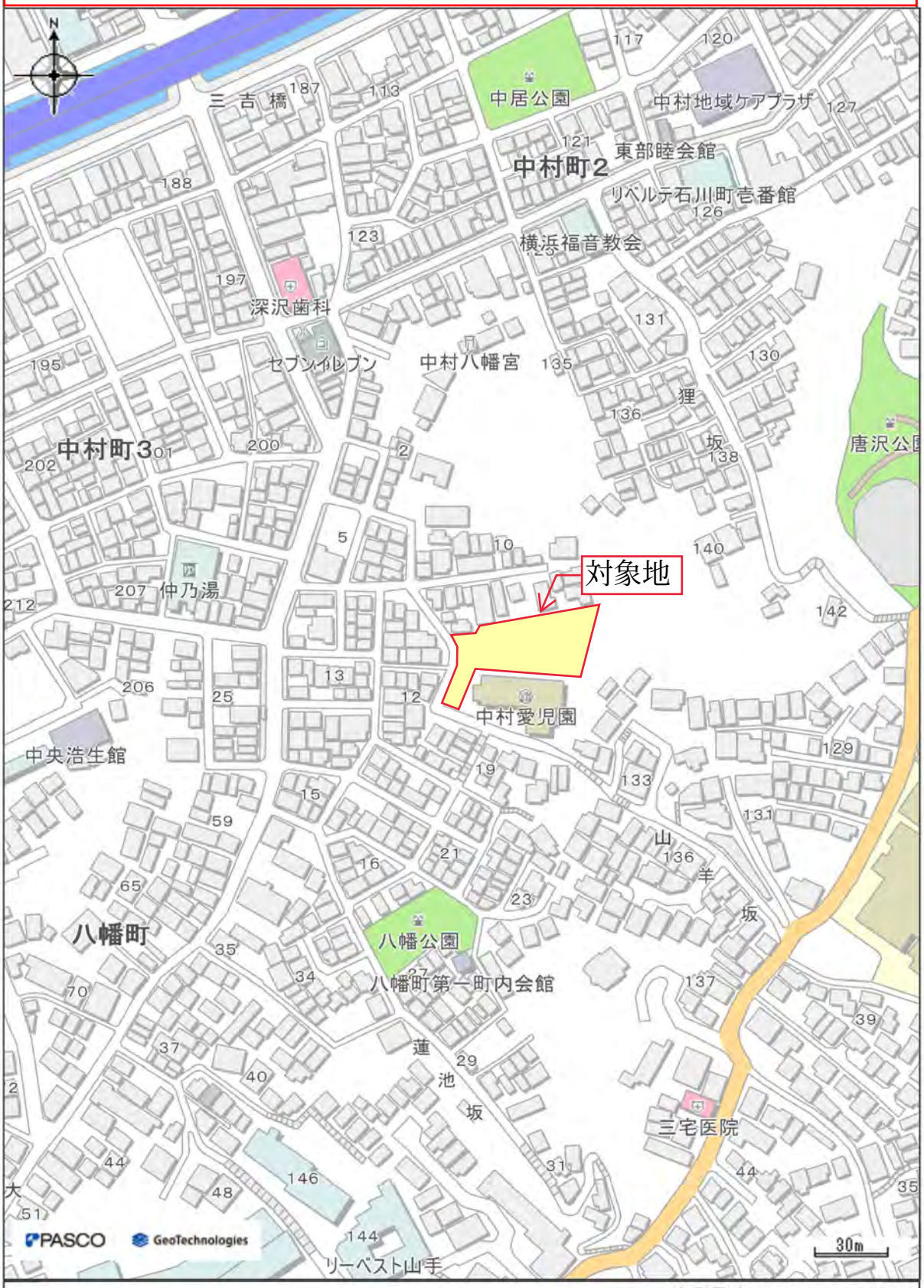

印刷日時:2025/02/05 14:34:21

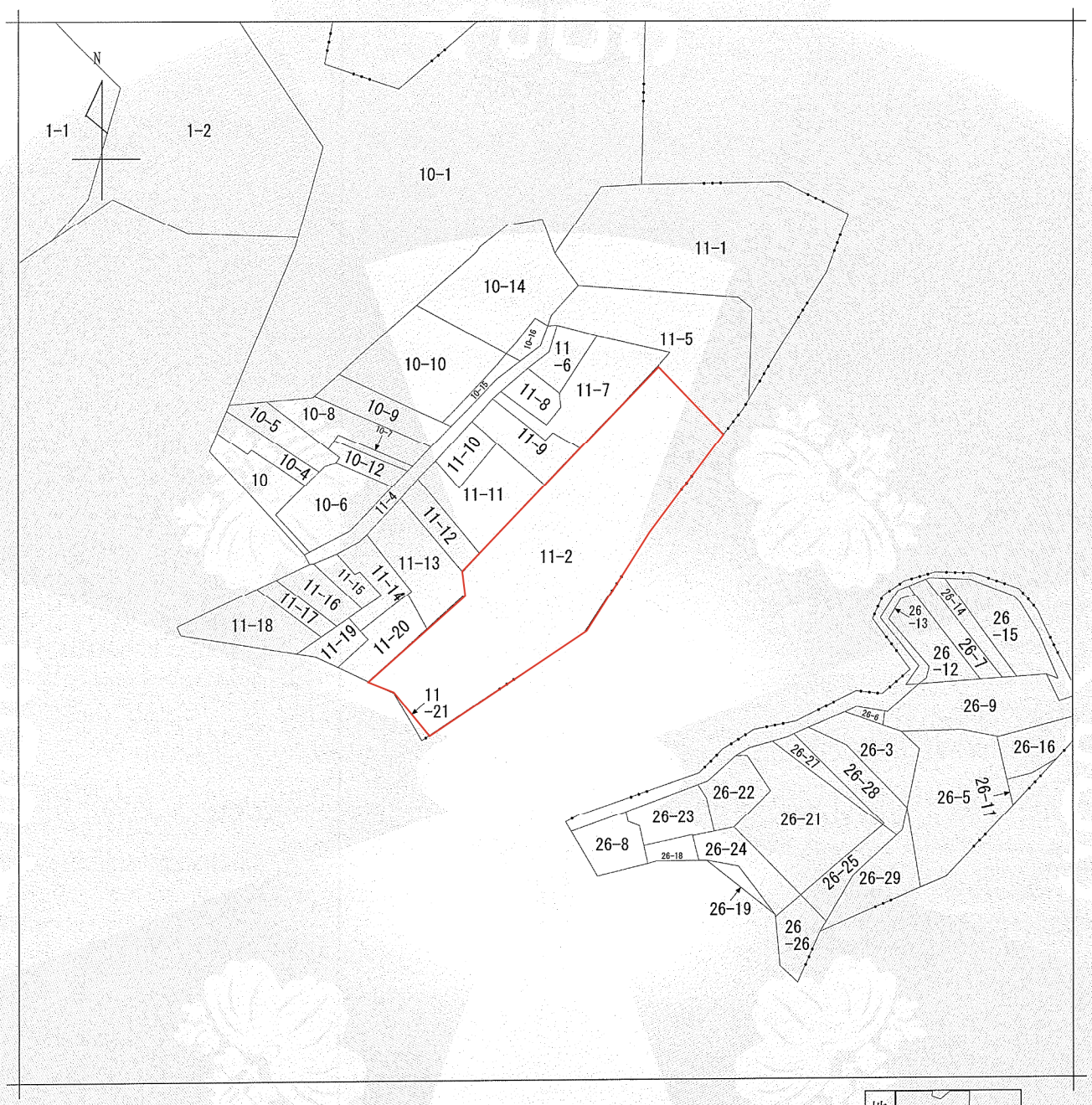

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

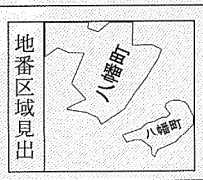

請求部分	所　在	横浜市南区八幡町				地　番	11番2		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	
作成年月日	昭和45年8月31日			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月22日
横浜地方法務局
登記官　田村論

請求番号：46-1
(1/1)

公用

イ 133-34　ロ 133-35　ハ 131-5　ニ 133-13　ホ 133-22　ヘ 133-46　ト 136-9　チ 137-142　リ 137-160　メ 133-49

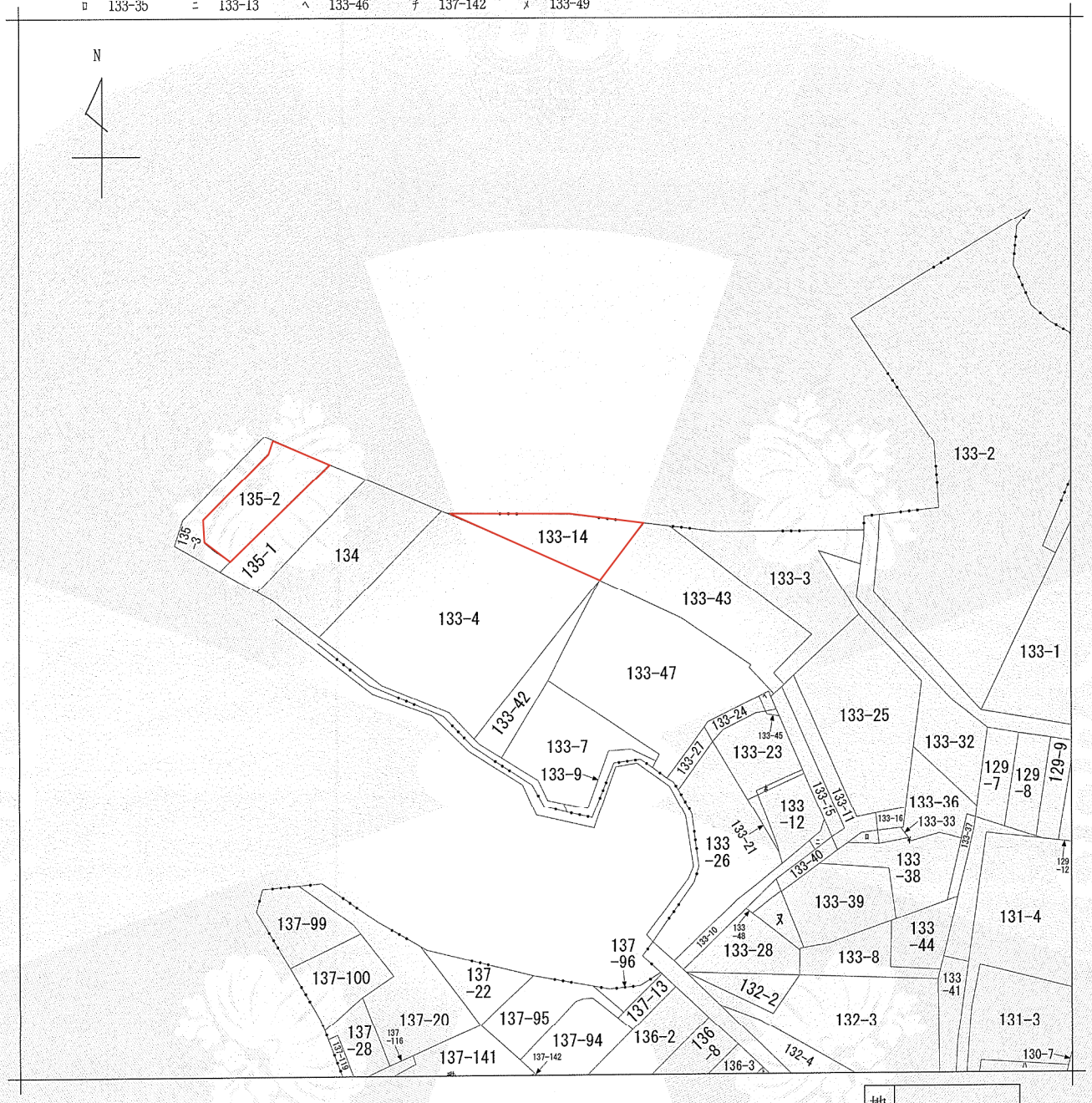

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

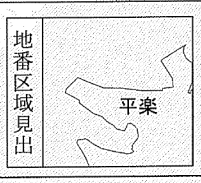

請求部分	所　在	横浜市南区平楽				地　番	133番14		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和45年8月31日			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月22日
横浜地方法務局
登記官　田村諭

請求番号：46-3
(1/1)

公用

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成７年２月２３日	不動産番号	０２００００００２０９４４１
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所　在	横浜市南区八幡町		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
１１番２	宅地	１３８８	４２	１１番から分筆 〔昭和３９年１１月３０日〕
余白	余白	余白		昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成７年２月２３日
余白	余白	１３７８	８９	年月日不詳一部地目変更 ③１１番２、１１番２１に分筆 〔令和７年２月１３日〕

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和５８年１月１３日 第１１７６号	原因　昭和５７年１２月８日売買 所有者　横　浜　市 順位５番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成７年２月２３日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和７年９月２２日
横浜地方法務局　　登記官　　田　村　諭

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成７年２月２３日	不動産番号	０２０００００２１８２８６
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所　在	横浜市南区平楽		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１３３番１４	山林	１０３	１３３番４から分筆 〔昭和４６年９月２２日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成７年２月２３日

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和５８年１月１３日 第１１７６号	原因　昭和５７年１２月８日売買 所有者　横浜市 順位３番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成７年２月２３日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和７年９月２２日
横浜地方法務局　　登記官　　田村　諭

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成７年２月２３日	不動産番号	０２０００００２１８３１３
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所　在	横浜市南区平楽		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１３５番２	山林	２１８	１３５番から分筆 〔昭和４６年９月２２日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成７年２月２３日
余白	余白	１４７	年月日不詳一部地目変更 ③１３５番２、１３５番３に分筆 〔令和７年２月１３日〕

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和５８年１月１３日 第１１７６号	原因　昭和５７年１２月８日売買 所有者　横　浜　市 順位３番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成７年２月２３日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和７年９月２２日
横浜地方法務局　　登記官　　田　村　諭

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用

登記年月日：令和7年2月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月22日　横浜地方法務局

登記官　田村諭

地積測量図

地番	11-2、11-21
土地の所在	横浜市南区八幡町

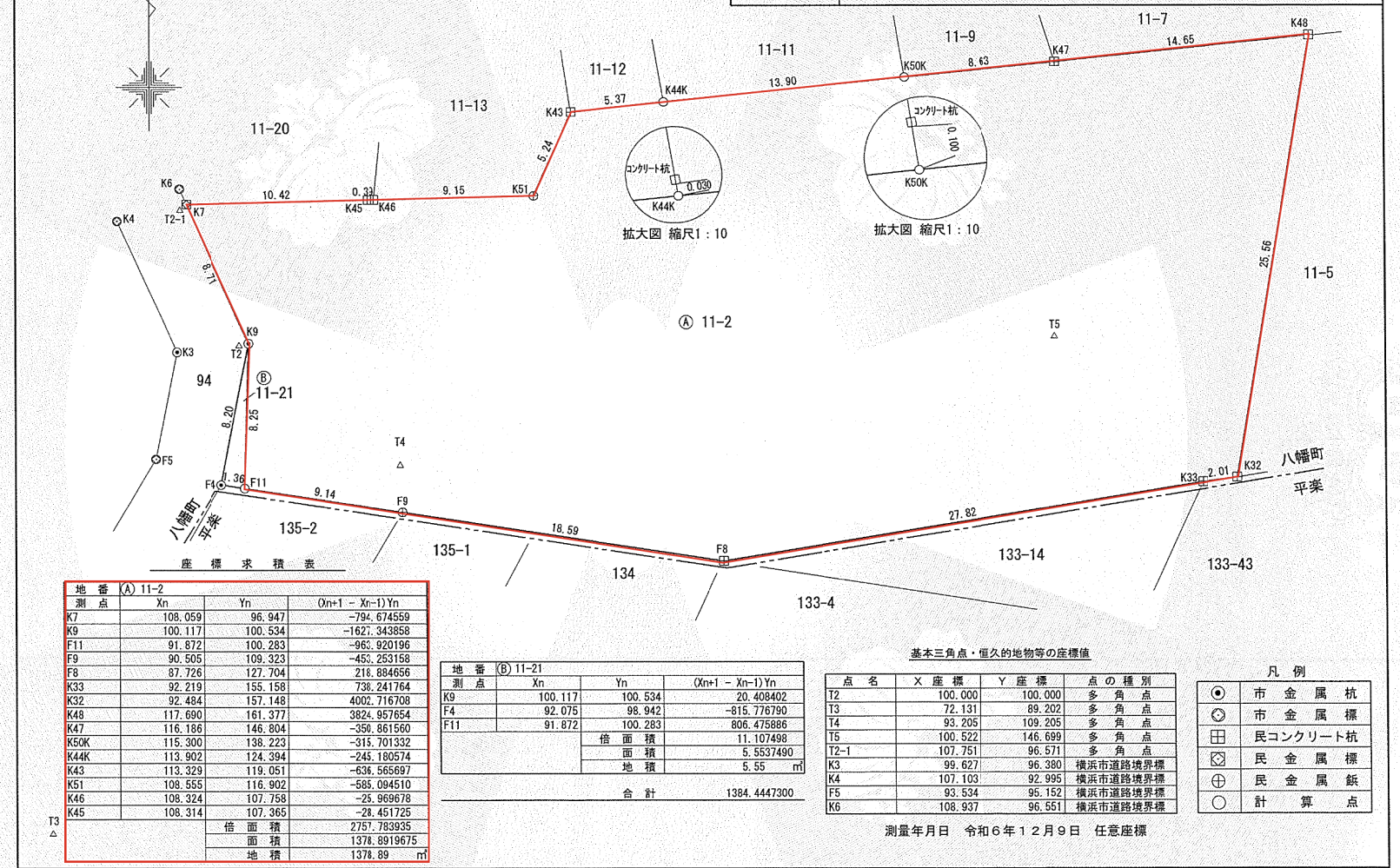

座標求積表

地番	Ⓐ 11-2		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
K7	108.059	96.947	-794.674559
K9	100.117	100.534	-1627.343858
F11	91.872	100.283	-963.920196
F9	90.505	109.323	-455.253158
F8	87.726	127.704	218.884656
K33	92.219	155.158	738.241764
K32	92.484	157.148	4002.716708
K48	117.690	161.377	3824.957654
K47	116.186	146.804	-350.861560
K50K	115.300	138.223	-315.701332
K44K	113.902	124.394	-245.180574
K43	113.329	119.051	-636.565697
K51	108.555	116.902	-585.094510
K46	108.324	107.758	-25.969678
K45	108.314	107.365	-28.451725
		倍面積	2757.783935
		面積	1378.8919675
		地積	1378.89 ㎡

地番	Ⓑ 11-21		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
K9	100.117	100.534	20.408402
F4	92.075	98.942	-815.776790
F11	91.872	100.283	806.475886
		倍面積	11.107498
		面積	5.5537490
		地積	5.55 ㎡
		合計	1384.4447300

基本三角点・恒久的地物等の座標値

点名	X座標	Y座標	点の種別
T2	100.000	100.000	多角点
T3	72.131	89.202	多角点
T4	93.205	109.205	多角点
T5	100.522	146.699	多角点
T2-1	107.751	96.571	多角点
K3	99.627	96.380	横浜市道路境界標
K4	107.103	92.995	横浜市道路境界標
F5	93.534	95.152	横浜市道路境界標
K6	108.937	96.551	横浜市道路境界標

測量年月日　令和６年１２月９日　任意座標

凡例

⊙	市金属杭
◎	市金属標
⊞	民コンクリート杭
⊠	民金属標
⊕	民金属鋲
○	計算点

作成者	横浜市金沢区泥亀２丁目８番９号 土地家屋調査士　（登録２８５６号） 菅野哲広 （令和　６　年１２月　２７日作成）	申請人	横浜市長　山中　竹春	縮尺	1/250

請求番号：46-2

公用

登記年月日：令和7年2月13日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月22日　横浜地方法務局　登記官　田村論

地積測量図

地番	133-14
土地の所在	横浜市南区平楽

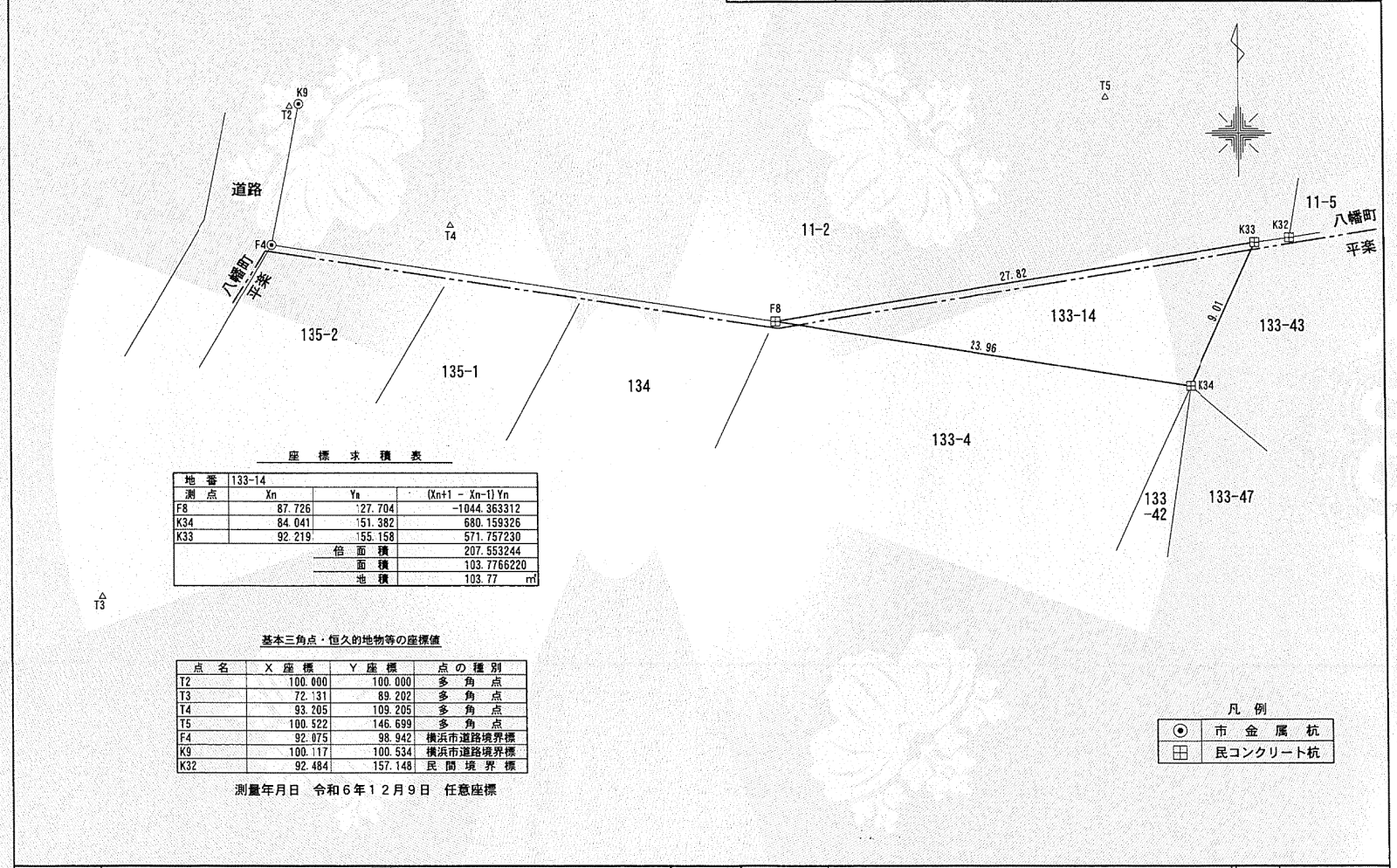

座標求積表

地番	133-14		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1) Yn
F8	87.726	127.704	−1044.363312
K34	84.041	151.382	680.159326
K33	92.219	155.158	571.757230
		倍面積	207.553244
		面積	103.7766220
		地積	103.77 ㎡

基本三角点・恒久的地物等の座標値

点名	X座標	Y座標	点の種別
T2	100.000	100.000	多角点
T3	72.131	89.202	多角点
T4	93.205	109.205	多角点
T5	100.522	146.699	多角点
F4	92.075	98.942	横浜市道路境界標
K9	100.117	100.534	横浜市道路境界標
K32	92.484	157.148	民間境界標

測量年月日　令和６年１２月９日　任意座標

凡例

⊙	市金属杭
⊞	民コンクリート杭

作成者	横浜市金沢区泥亀２丁目８番９号 土地家屋調査士　（登録２８５６号） 菅野哲広　（令和　６　年１２月２７日作成）	申請人	横浜市長　山中　竹春	縮尺	1/250

公用

横浜市南区平楽133-14

(1)　令和7年2月13日
地積測量図訂正申出により登録

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用

登記年月日： 令和7年2月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月22日　横浜地方法務局　登記官　田村論

地　　番	135-2、135-3
土地の所在	横浜市南区平楽

地積測量図

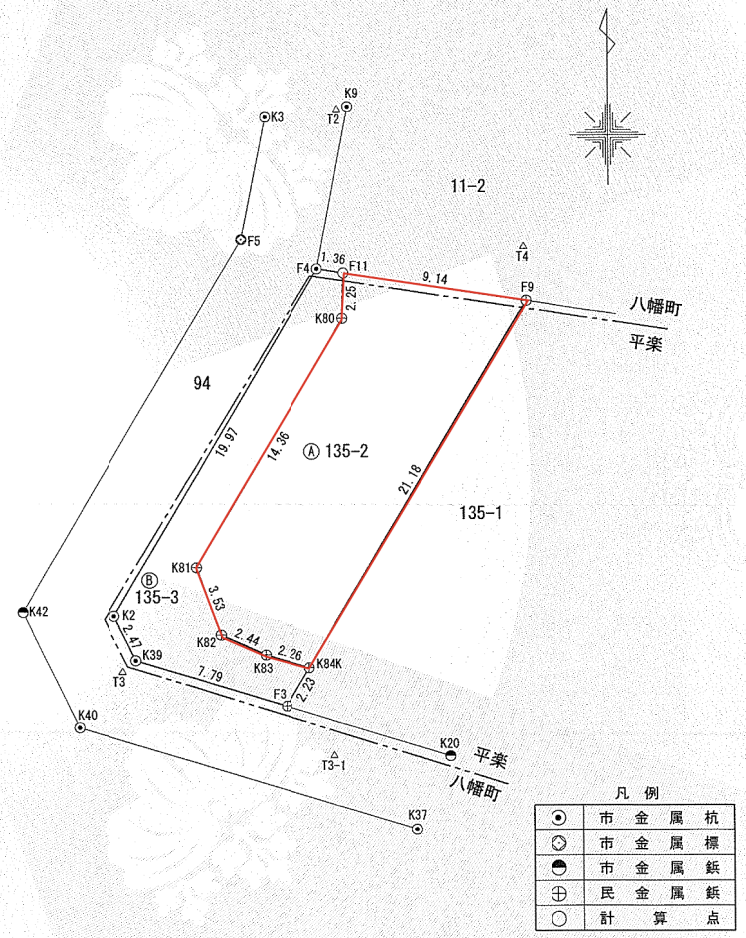

座　標　求　積　表

地　番	Ⓐ 135-2		
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
F11	91.872	100.283	−88.850738
K80	89.619	100.214	−1461.120120
K81	77.292	92.852	−1453.133800
K82	73.969	94.049	−407.326219
K83	72.961	96.275	−157.698450
K84K	72.331	98.442	1727.066448
F9	90.505	109.323	2136.280743
		倍　面　積	295.217864
		面　積	147.6089320
		地　積	147.60　㎡

地　番	Ⓑ 135-3		
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
F4	92.075	98.942	−1679.342566
K2	74.899	88.764	−1721.577780
K39	72.680	89.344	−402.411276
F3	70.420	97.298	−33.957002
K84K	72.331	98.442	250.141122
K83	72.961	96.275	157.698450
K82	73.969	94.049	407.326219
K81	77.292	92.352	1453.133800
K80	89.619	100.214	1461.120120
F11	91.872	100.283	246.295048
		倍　面　積	138.426135
		面　積	69.2130675
		地　積	69.21　㎡

合　計　216.8242535

基本三角点・恒久的地物等の座標値

点　名	X 座　標	Y 座　標	点 の 種 別
T2	100.000	100.000	多　角　点
T3	72.131	89.202	多　角　点
T4	93.205	109.205	多　角　点
T3-1	67.993	99.681	多　角　点
K3	99.627	96.380	横浜市道路境界標
F5	93.534	95.152	横浜市道路境界標
K9	100.117	100.534	横浜市道路境界標
K20	67.948	105.453	横浜市道路境界標
K37	64.288	103.757	横浜市道路境界標
K40	69.360	87.001	横浜市道路境界標
K42	75.090	84.205	横浜市道路境界標

測量年月日　令和６年１２月９日　任意座標

作成者	横浜市金沢区泥亀２丁目８番９号 土地家屋調査士　（登録２８５６号） 菅　野　哲　広　（令和　６　年１２月　２７日作成）	申請人	横浜市長　山中　竹春	縮尺	1/250

請求番号：46-6

公用

登記年月日： 令和7年2月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和 7 年 9 月 16 日

横浜地方法務局

登記官

田村諭

地積測量図

地　　番	11-2、11-21
土地の所在	横浜市南区八幡町

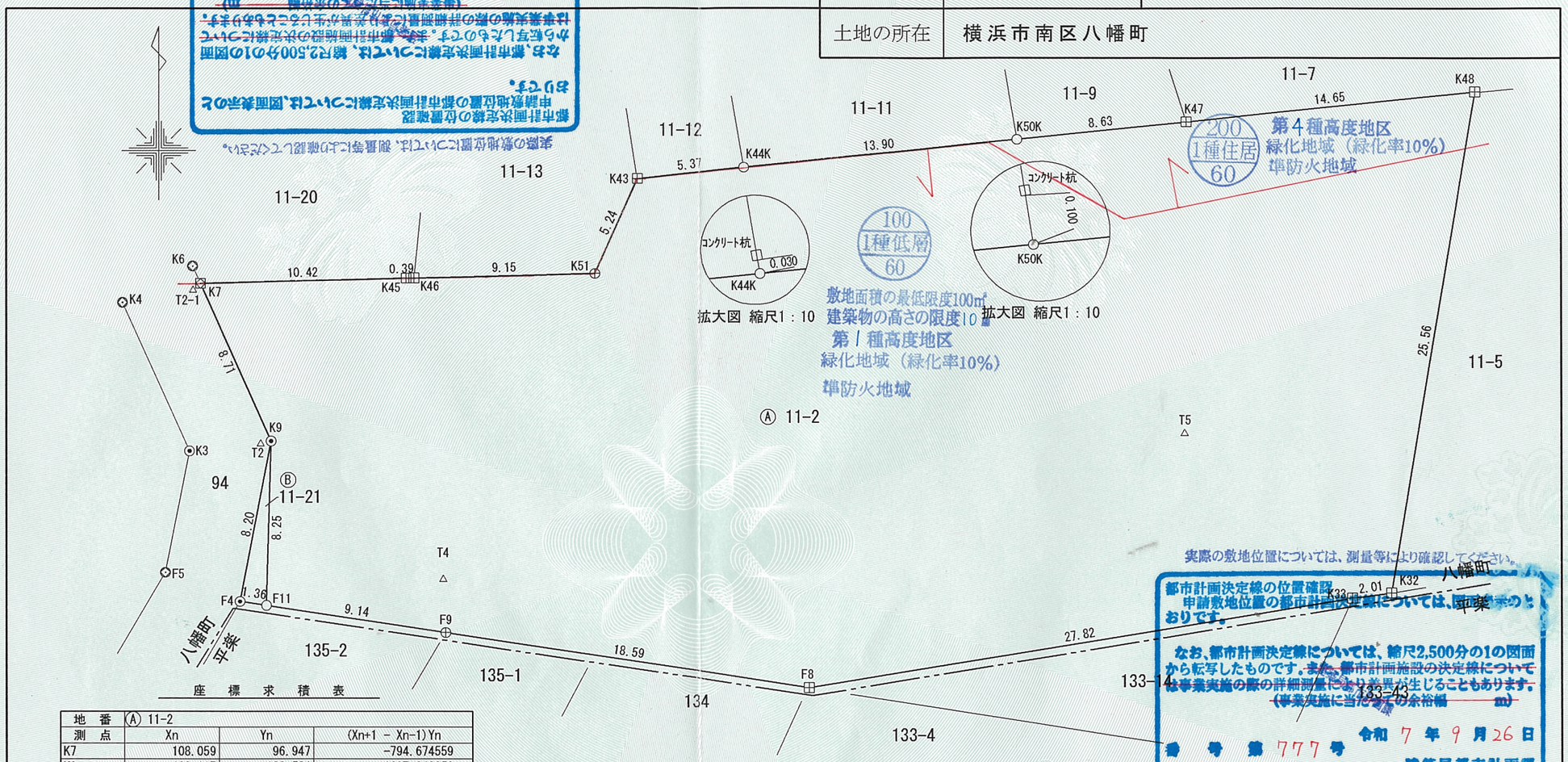

座　標　求　積　表

地　番	Ⓐ 11-2		
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 － Xn-1)Yn
K7	108.059	96.947	-794.674559
K9	100.117	100.534	-1627.343858
F11	91.872	100.283	-963.920196
F9	90.505	109.323	-453.253158
F8	87.726	127.704	218.884656
K33	92.219	155.158	738.241764
K32	92.484	157.148	4002.716708
K48	117.690	161.377	3824.957654
K47	116.186	146.804	-350.861560
K50K	115.300	138.223	-315.701332
K44K	113.902	124.394	-245.180574
K43	113.329	119.051	-636.565697
K51	108.555	116.902	-585.094510
K46	108.324	107.758	-25.969678
K45	108.314	107.365	-28.451725
		倍　面　積	2757.783935
		面　積	1378.8919675
		地　積	1378.89　㎡

地　番	Ⓑ 11-21		
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 － Xn-1)Yn
K9	100.117	100.534	20.408402
F4	92.075	98.942	-815.776790
F11	91.872	100.283	806.475886
		倍　面　積	11.107498
		面　積	5.5537490
		地　積	5.55　㎡
		合　計	1384.4447300

基本三角点・恒久的地物等の座標値

点　名	X 座　標	Y 座　標	点 の 種 別
T2	100.000	100.000	多　角　点
T3	72.131	89.202	多　角　点
T4	93.205	109.205	多　角　点
T5	100.522	146.699	多　角　点
T2-1	107.751	96.571	多　角　点
K3	99.627	96.380	横浜市道路境界標
K4	107.103	92.995	横浜市道路境界標
F5	93.534	95.152	横浜市道路境界標
K6	108.937	96.551	横浜市道路境界標

測量年月日　令和６年１２月９日　任意座標

凡　例

⊙	市　金　属　杭
◎	市　金　属　標
⊞	民コンクリート杭
⊠	民　金　属　標
⊕	民　金　属　鋲
○	計　　算　　点

作成者	横浜市金沢区泥亀２丁目８番９号 土地家屋調査士　（登録２８５６号） 菅　野　哲　広　　（令和　６　年１２月　２７日作成）	申請人	横浜市長　山中　竹春	縮尺	1/250

請求番号：30-2

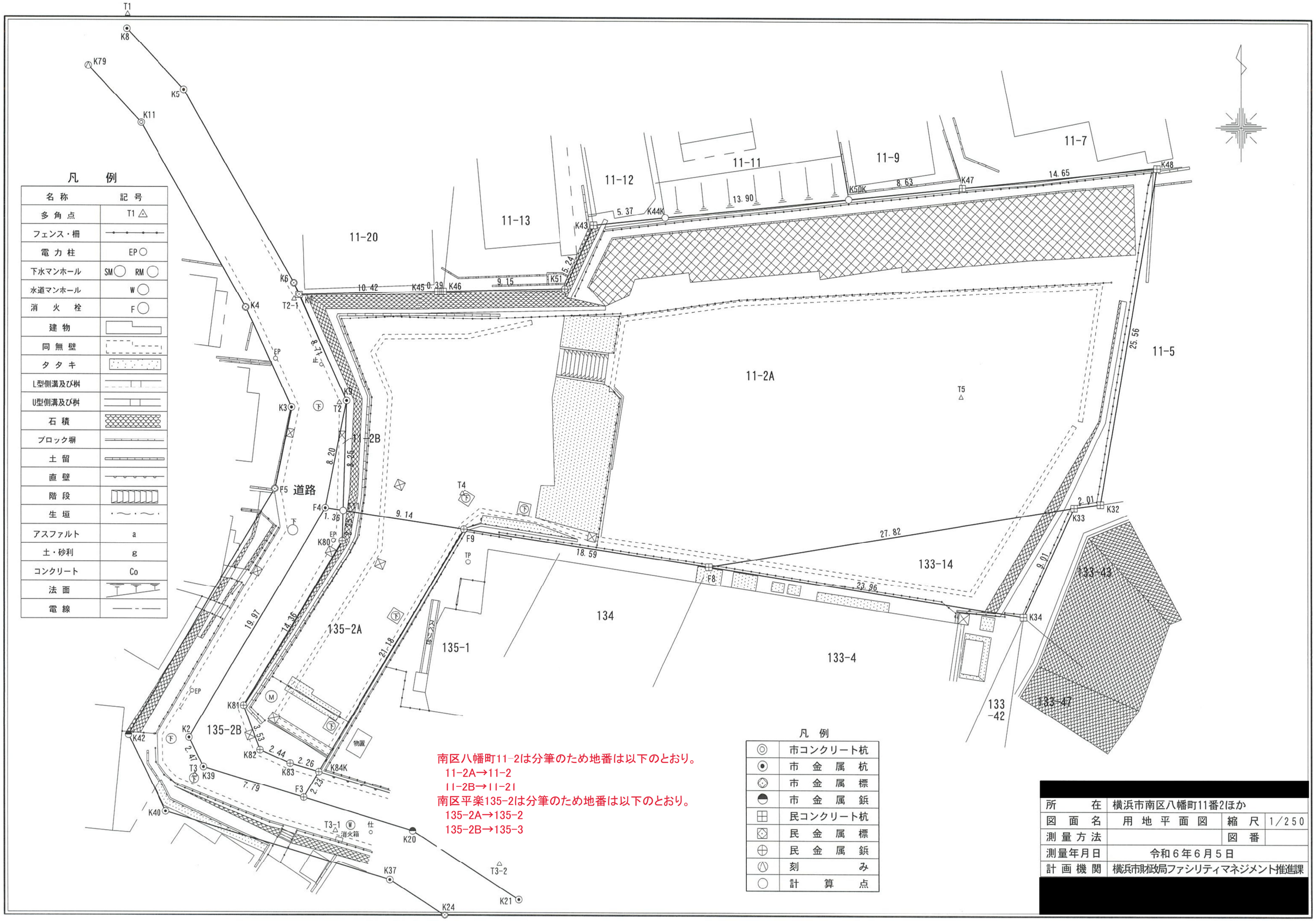

凡　例

名称	記号
多角点	T1 △
フェンス・柵	
電力柱	EP ○
下水マンホール	SM ○ RM ○
水道マンホール	W ○
消火栓	F ○
建物	
同無壁	
タタキ	
L型側溝及び桝	
U型側溝及び桝	
石積	
ブロック塀	
土留	
直壁	
階段	
生垣	
アスファルト	a
土・砂利	g
コンクリート	Co
法面	
電線	

南区八幡町11-2は分筆のため地番は以下のとおり。
11-2A→11-2
11-2B→11-21
南区平楽135-2は分筆のため地番は以下のとおり。
135-2A→135-2
135-2B→135-3

凡　例

◎	市コンクリート杭
⊙	市金属杭
◇	市金属標
◓	市金属鋲
⊞	民コンクリート杭
◇	民金属標
⊕	民金属鋲
◬	刻み
○	計算点

[redacted]

所在	横浜市南区八幡町11番2ほか		
図面名	用地平面図	縮尺	1/250
測量方法		図番	
測量年月日	令和６年６月５日		
計画機関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		

[redacted]

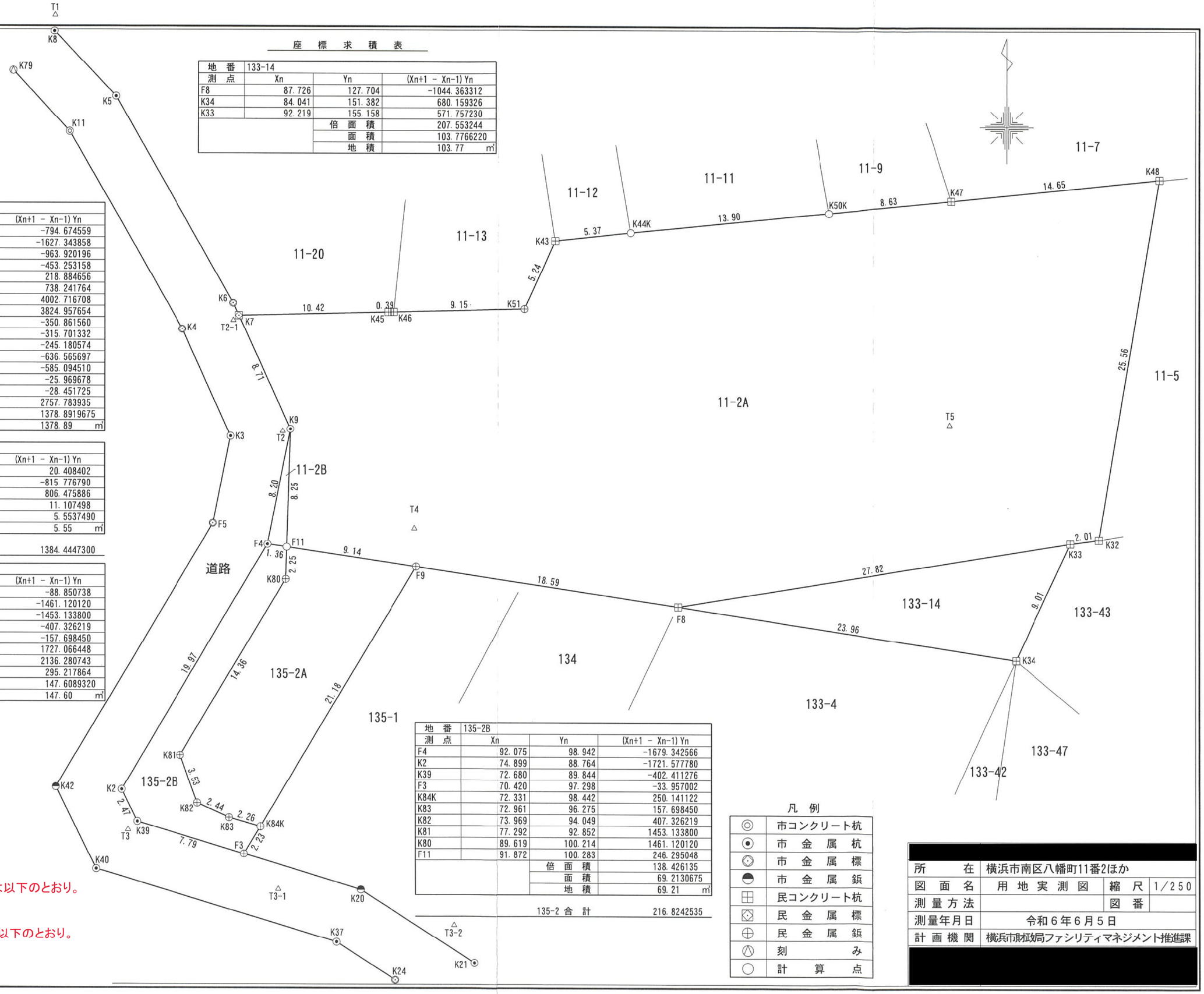

座 標 求 積 表

地 番	133-14		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
F8	87.726	127.704	-1044.363312
K34	84.041	151.382	680.159326
K33	92.219	155.158	571.757230
		倍 面 積	207.553244
		面 積	103.7766220
		地 積	103.77 ㎡

地 番	11-2A		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
K7	108.059	96.947	-794.674559
K9	100.117	100.534	-1627.343858
F11	91.872	100.283	-963.920196
F9	90.505	109.323	-453.253158
F8	87.726	127.704	218.884656
K33	92.219	155.158	738.241764
K32	92.484	157.148	4002.716708
K48	117.690	161.377	3824.957654
K47	116.186	146.804	-350.861560
K50K	115.300	138.223	-315.701332
K44K	113.902	124.394	-245.180574
K43	113.329	119.051	-636.565697
K51	108.555	116.902	-585.094510
K46	108.324	107.758	-25.969678
K45	108.314	107.365	-28.451725
		倍 面 積	2757.783935
		面 積	1378.8919675
		地 積	1378.89 ㎡

地 番	11-2B		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
K9	100.117	100.534	20.408402
F4	92.075	98.942	-815.776790
F11	91.872	100.283	806.475886
		倍 面 積	11.107498
		面 積	5.5537490
		地 積	5.55 ㎡

11-2 合 計 1384.4447300

地 番	135-2A		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
F11	91.872	100.283	-88.850738
K80	89.619	100.214	-1461.120120
K81	77.292	92.852	-1453.133800
K82	73.969	94.049	-407.326219
K83	72.961	96.275	-157.698450
K84K	72.331	98.442	1727.066448
F9	90.505	109.323	2136.280743
		倍 面 積	295.217864
		面 積	147.6089320
		地 積	147.60 ㎡

地 番	135-2B		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
F4	92.075	98.942	-1679.342566
K2	74.899	88.764	-1721.577780
K39	72.680	89.844	-402.411276
F3	70.420	97.298	-33.957002
K84K	72.331	98.442	250.141122
K83	72.961	96.275	157.698450
K82	73.969	94.049	407.326219
K81	77.292	92.852	1453.133800
K80	89.619	100.214	1461.120120
F11	91.872	100.283	246.295048
		倍 面 積	138.426135
		面 積	69.2130675
		地 積	69.21 ㎡

135-2 合 計 216.8242535

凡 例

◎	市コンクリート杭
⊙	市 金 属 杭
◇	市 金 属 標
◓	市 金 属 鋲
⊞	民コンクリート杭
◇	民 金 属 標
⊕	民 金 属 鋲
△	刻 み
○	計 算 点

南区八幡町11-2は分筆のため地番は以下のとおり。
11-2A→11-2
11-2B→11-21
南区平楽135-2は分筆のため地番は以下のとおり。
135-2A→135-2
135-2B→135-3

[redacted]

所 在	横浜市南区八幡町11番2ほか		
図 面 名	用 地 実 測 図	縮 尺	1/250
測 量 方 法		図 番	
測量年月日	令和６年６月５日		
計 画 機 関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		

[redacted]

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）
物件番号2878　～　2881

物件番号2878　（南区大岡四丁目）	地域防災拠点：藤の木中学校　（近隣）藤の木小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水　0ｍ≦浸水深（m）＜0.02m 0.02m≦浸水深（m）＜0.2m ・大雨による浸水被害　なし		

物件番号2879　（南区八幡町）	地域防災拠点：平楽中学校　（近隣）中村小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水　0ｍ≦浸水深（m）＜0.02m ・平成26年　大雨による浸水被害　累計１回（八幡町） ・大雨による浸水被害　なし（平楽）		

物件番号2880　（南区別所二丁目）	地域防災拠点：南が丘中学校　（近隣）桜岡小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成４年、平成６年　大雨による浸水被害　累計２回		

物件番号2881　（南区別所二丁目）	地域防災拠点：南が丘中学校　（近隣）桜岡小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成４年、平成６年　大雨による浸水被害　累計２回		

備考：
・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和８年４月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。
・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

物件番号2879　洪水（最大想定規模）

わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）

この地図の著作権は横浜市が保有します。

（　凡　例　）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

- 0≦浸水深（m）＜0.02m
- 0.02≦浸水深（m）＜0.2m
- 0.2≦浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜1.0m
- 1.0≦浸水深（m）＜2.0m
- 2.0≦浸水深（m）

【高潮】浸水想定区域

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 20.0≦浸水深（m）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

- 緊急給水栓
- 耐震給水栓
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

その他

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 災害用ハマッコトイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 鉄道
- 避難に適する道路
  大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅１２m以上）
- 避難に適さない道路
  避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（４m程度）

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和７年３月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2026/5/22 11:57:8

物件番号2879　洪水（計画規模）

わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）

（　凡　例　）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

- 0≦浸水深（m）＜0.02m
- 0.02≦浸水深（m）＜0.2m
- 0.2≦浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜1.0m
- 1.0≦浸水深（m）＜2.0m
- 2.0≦浸水深（m）

【高潮】浸水想定区域

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 20.0≦浸水深（m）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

- 緊急給水栓
- 耐震給水栓
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

その他

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 災害用ハマッコトイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 鉄道
- 避難に適する道路
  大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅１２ｍ以上）
- 避難に適さない道路
  避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（４ｍ程度）

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和７年３月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局
2026/5/22 11:58:3

物件番号2879　内水

わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）

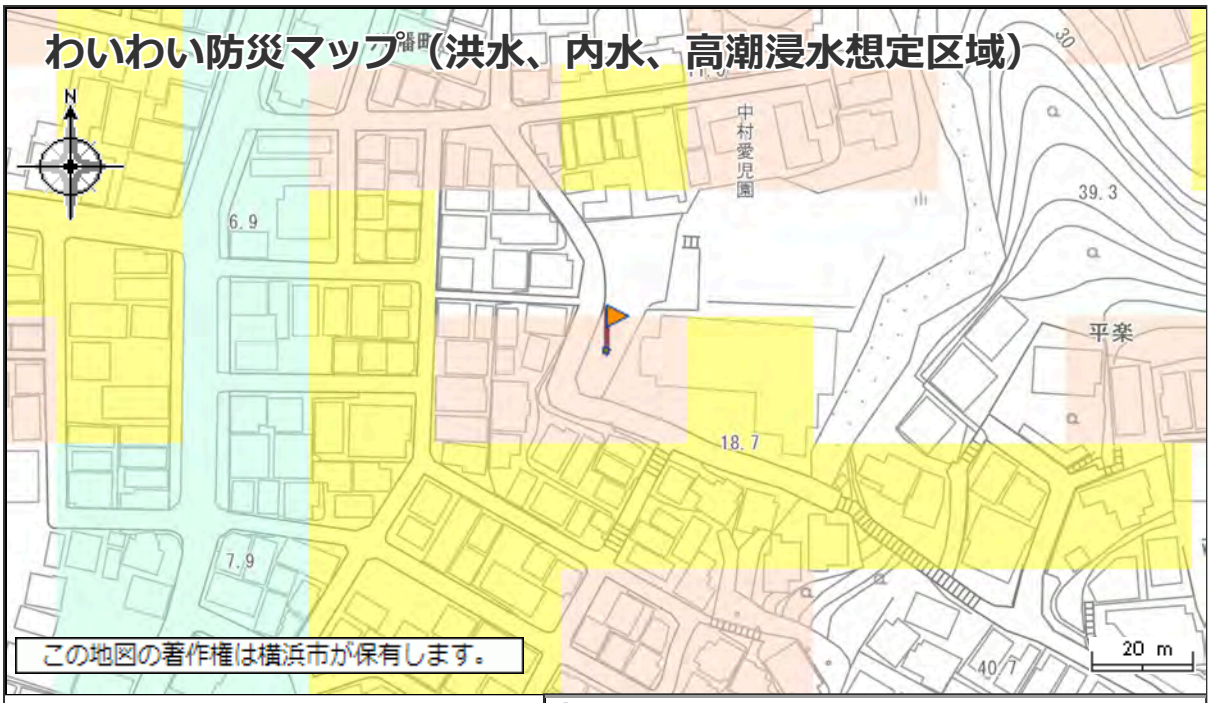

（　凡　例　）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

- 0≦浸水深（m）＜0.02m
- 0.02≦浸水深（m）＜0.2m
- 0.2≦浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜1.0m
- 1.0≦浸水深（m）＜2.0m
- 2.0≦浸水深（m）

【高潮】浸水想定区域

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 20.0≦浸水深（m）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

- 緊急給水栓
- 耐震給水栓
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

その他

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 災害用ハマッコトイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 鉄道
- 避難に適する道路
  大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅１２m以上）
- 避難に適さない道路
  避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（４m程度）

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

浸水深（浸水シミュレーションで算出した参考値）

0.01m

地盤高（浸水シミュレーションで使用した参考値）

T.P　10.89m

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和７年３月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2026/5/22 11:59:7

物件番号2879　高潮

わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）

この地図の著作権は横浜市が保有します。

（　凡　例　）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

- 0≦浸水深（m）＜0.02m
- 0.02≦浸水深（m）＜0.2m
- 0.2≦浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜1.0m
- 1.0≦浸水深（m）＜2.0m
- 2.0≦浸水深（m）

【高潮】浸水想定区域

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 20.0≦浸水深（m）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

- 緊急給水栓
- 耐震給水栓
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

その他

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 災害用ハマッコトイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 鉄道
- 避難に適する道路
  大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅１２m以上）
- 避難に適さない道路
  避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（４m程度）

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和７年３月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2026/5/22 11:59:47

物件番号2879　土砂災害特別警戒区域

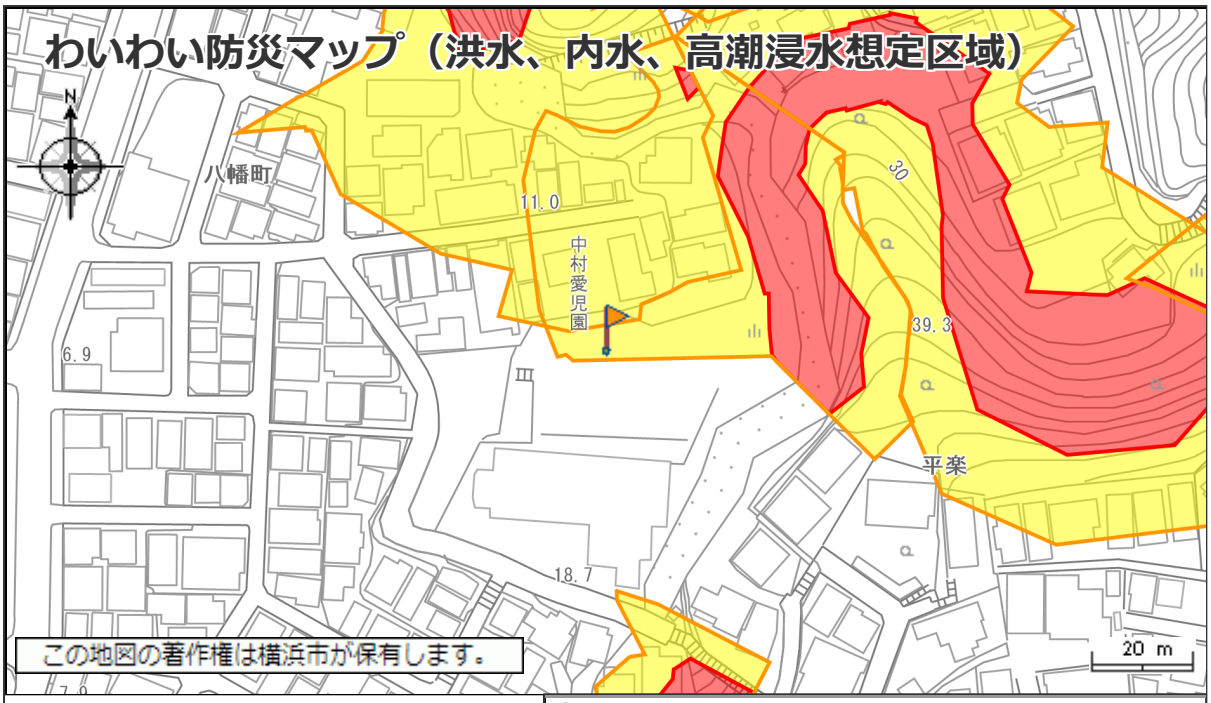

（　凡　例　）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

- 0≦浸水深（m）＜0.02m
- 0.02≦浸水深（m）＜0.2m
- 0.2≦浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜1.0m
- 1.0≦浸水深（m）＜2.0m
- 2.0≦浸水深（m）

【高潮】浸水想定区域

- 0＜浸水深（m）＜0.5m
- 0.5≦浸水深（m）＜3.0m
- 3.0≦浸水深（m）＜5.0m
- 5.0≦浸水深（m）＜10.0m
- 10.0≦浸水深（m）＜20.0m
- 20.0≦浸水深（m）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

- 緊急給水栓
- 耐震給水栓
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

その他

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 災害用ハマッコトイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 鉄道
- 避難に適する道路
  大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅１２m以上）
- 避難に適さない道路
  避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（４m程度）

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

土砂災害警戒区域

区域番号：105-H19-065
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

注意：
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和７年３月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局
2026/5/22 12:44:56

所在地	横浜市南区八幡町１１番２、平楽１３３番１４外１筆	物件番号2879

参考写真　最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

参考写真　最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。